

令和2年6月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和2年6月29日（月） 開会 午前10時01分
閉会 午後 2時36分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長
永瀬秀樹副委員長
渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、
浅野日義英委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、
齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、
稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、
吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、
松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、
佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、
鈴木喜弘主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち 産業労働部関係	原案可決
第97号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち 産業労働部関係	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（産業労働部関係）

「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」について

報告事項

1 産業労働部関係

- (1) 指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について
- (2) 令和2年度における指定管理者の選定について

2 企業局関係

包括的民間委託に係る令和元年度事業実績及び令和2年度事業計画について

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渡辺委員

- 1 中小企業に対する資金繰り支援として県制度融資の枠を拡大することだが、金融機関での融資審査が進まないと中小企業者へ資金が入らない。金融機関や保証協会の審査業務に対し、人的・財政的支援を行う考えはあるのか。
- 2 賃貸人に対する家賃支援は、賃貸ビジネスを手掛けるテナントのオーナーの売上そのものに対する支援であるため、賃借人に対する家賃支援と色合いが異なる。賃貸人に対して売上補填をする趣旨を伺う。

金融課長

- 1 県制度融資では、事業者からの申込後、金融機関での融資審査、保証協会での保証審査を経て融資が実行されるが、申込みから実行までの期間は2週間から3週間程度となっている。金融機関に対しては、提出書類の簡素化、融資審査の迅速化に向けた要請を繰り返し行っている。また、5月1日から開始した新型コロナウイルス感染症対応資金においては、金融機関ワンストップ手続として、市町村へのセーフティネット保証の認定に係る代理申請を行うことができるようにするなど、より効率的かつ迅速な手続を行っていただいている。また、信用保証協会でも審査部門への人員のシフトや土日勤務などの取組を行っている。昨年度の保証審査日数は営業日ベースで平均5.3日だったが、令和2年度は5月末現在で5.0日となっており短縮化を図っている。現段階では人的・財政的支援は考えていないが、引き続き、審査の短縮化の推移を見守っていきたい。

商業・サービス産業支援課長

- 2 コロナウイルスの感染拡大がテナント事業者に大きな影響を与えていることや、3月31日に国土交通省からテナント賃料の支払いについての柔軟な措置の実施要請があったことなどを受け、オーナーが家賃の減免や猶予を行っているケースがあると認識している。国の家賃支援給付金はテナントを支援するものであるが、こうしたオーナーについては支援の対象外となっているため、公平性の観点から県として支援が必要であると考える。国の財源を活用して予算の範囲内で、4月から6月までの家賃の減免分の5分の1を支援しようとするものである。

渡辺委員

- 1 資金繰り支援はできるだけ早く対応する必要があるが、金融機関にとっては人員を大量に投入することについてインセンティブが働きにくいと考えられる。日本政策金融公庫では人員を5倍に増やして対応しているという話もあるが、人員への投資は長期的にみれば負担が大きく自費で行うのは難しい。公的な支援として、審査にかかる人員を一時的に増やせるよう検討してほしいがどうか。
- 2 賃貸人に対する家賃支援について、補助額の上限に該当するケースで考えてみると、170万円の家賃に対して2割減額した場合月7万円の補助となるが、規模的に有効性が乏しいのではないかと。また、4月から6月までの間に既に減額したオーナーに対する補助としているため、困っているテナントに対してこれから減免の形で支援を行うためのインセンティブにはならない。どのような考え方で制度設計を行ったのか。

金融課長

- 1 新型コロナウイルス感染症対応資金は当初3年間無利子となっているが、その間は県が金融機関に利子補給をしており、それが金融機関の利益になっている。金融機関自ら営業をかけて融資を行っているところもあるとも聞いている。そういった金融機関の営業行為に対して財政的支援を行うことはハードルが高いと考える。また、県内に本支店を有する約50の金融機関の700を超える店舗に対して一律に支援することは困難であるが、委員お話の件については受け止めていきたい。

商業・サービス産業支援課長

- 2 減免額によって補助額が決まってくるので、2割減免した場合は確かに7万円となるが、例えば5割減免した場合はそれなりの規模感が出る。限られた予算の中で行うことなので御理解いただきたい。将来的な減額については、7月以降は国の家賃支援給付金が支給されることからテナント事業者に一定程度の補助が入る。4月から6月という一番厳しい時期に、オーナーといえども事業者であるにもかかわらず、家賃の減免によってテナント事業者である中小企業を支えていただいたと認識しているので、そのことに対して支援したいと考えている。

山根委員

- 1 新しい生活様式を踏まえた商店街等の取組への助成について、予約システムを導入しようとする、ものによっては一定程度の時間を要するケースも出てくる。申請期間等についてどのように考えているのか。受渡し拠点の整備は改装等にかなりお金がかかる。各店舗における現金の受渡しによる感染防止のための電子マネー決済の導入を考えているところが多いと聞くが商店街として進める場合に対象となるのか。
- 2 中小企業・個人事業主等に対する家賃への支援について、NPOや一般社団法人は対象となるのか。
- 3 中小企業・個人事業主等に対する家賃への支援について、売上の50%以上の減少が条件となるがハードルが高いのではないかと。むしろ、その条件に該当しないところに対して支援すべきではないかと。
- 4 賃貸人に対する支援は家賃を2割以上減額した場合となっているが、1割から3割減額したオーナーが多いと聞いている。1割をなぜ対象外とするのか。
- 5 テナントではなく一般家庭に賃貸し減額しているオーナーもいる。そういったオーナーに対する支援は検討したのか。
- 6 家賃に対する支援について、申請時の添付書類はどのようなものを想定しているのか。
- 7 家賃に対する支援については継続的な支援が必要と考えるが、今後拡充などを行う考えはあるのか。
- 8 テレワーク導入に向けた更なる支援について、業種別の導入支援セミナーの開催規模、時期、場所について伺う。
- 9 既に実施しているテレワークWEBセミナーオンデマンド配信との内容の違いは何か。
- 10 テレワーク導入後の定着に向けて、どのような取組を考えているか。
- 11 テレワーク導入に向けた更なる支援の予算額63,478千円の内訳を伺う。

商業・サービス産業支援課長

- 1 申請期間は7月末辺りまでを想定しているが、事業期間としては2月末までとしている。したがって、システムの導入については、申請後に取り掛かり十分に時間を使って

いただいて差し支えない。受渡し拠点については、上限50万円の上乗せがあるのでそちらを利用していただきたいと考えている。また、電子マネー決済については、感染防止につながるため決済手数料などが補助対象となる。

- 2 中小企業と同様の事業活動を行っているNPO、一般社団法人も対象とする。
- 3 県として検討した結果、真に厳しい事業者に対して事業継続を下支えするという目的のために国の給付金に上乗せする形で支援していきたいと考えた。
- 4 限られた予算の中で、厳しい状況にある事業者に対して規模感を持って支援を重点化するために、オーナーに対しては幾つか条件を付けた。不動産事業者にも聞き取りを行ったが、減額の幅は3割から7割程度のオーナーが多いとのことであった。そのようなオーナーを網羅するため2割以上という条件を付けた。
- 5 例えば、個人事業主が自分の家を事務所として使用している場合は、按分に応じて支援していきたいと考えているが、国と同様の取扱いとしたい。
- 6 賃貸借契約書や家賃の滞納確認などのため、家賃の引き落とし口座のコピーを提出していただくことになる。
- 7 まずは、この制度に基づき適切に支給していきたい。また、国や他県の動向等を注視していきたい。

ウーマノミクス課長

- 8 開催規模は3回で各回200名を想定しており、秋頃までには開催したいと考えている。基本はWEB形式で開催するが、WEBでの受講が難しい方向けにサテライト会場を設置する予定である。
- 9 WEBセミナーはテレワークの導入を検討している企業等を対象に、一般的、基礎的な内容となっている。業種別のセミナーは、建設業や製造業など導入が難しいとされている業種の企業を対象に、業種特有の課題解決方法や先進事例を紹介し、幅広い業種において導入企業の裾野を広げることを目的としている。
- 10 6月に県が実施した調査では、テレワーク導入企業の約半数が新型コロナウイルスの状況によってはテレワークを終了する予定との回答であった。終了予定の事業者は継続予定の事業者と比べると、テレワークの効果を実感していないという調査結果もあり、定着を図るためには事業者が具体的なメリットを実感することが必要と考える。4月補正の奨励金で導入した企業などをモデル事例としてセミナー等で紹介し、テレワーク導入のメリットを広く伝えることで定着を図っていきたい。
- 11 予算額63,478千円のうち、補助金関連は60,355千円で、内訳は補助金が60,000千円、残りの355千円はチラシ作成、郵送代等の事務費である。また、セミナー関連は3,123千円で、内訳は委託料が2,959千円、残りの164千円が事務費である。

山根委員

- 1 中小企業・個人事業主等に対する家賃支援について、事業者によっていろいろなケースが想定されるが、例えば、デパートに入っているテナントのように売上の何%かを家賃として支払う仕組みとなっている場合や、休業などにより契約のキャンセルや支払い延長などで賃料が予定どおり入ってこない場合などがある。こういった場合は柔軟に対応できるのか。
- 2 また、相談方法や周知の方法などについてはどのように考えているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 御指摘のとおり、様々なケースが想定されるので、契約の内容などをよく見た上で個別に相談に応じたい。
- 2 コールセンター等で引き続き相談に応じるとともに、ホームページやSNSへの掲載のほか、市町村、商工団体を通じて周知を行う。また、不動産協会や宅地建物取引業協会などと連携し周知を図っていく。

須賀委員

4月の補正に引き続いてのテレワーク支援であるが、導入企業数や導入率の目標はあるのか。目標に対して300社という数字はどのような意味を持つのか。

ウーマノミクス課長

導入に関しての目標は定めていない。6月に県が実施した調査では、導入率は38.6%と上がってきているものの、いまだ導入していない企業も多い。また、テレワークを導入していない理由として「業務内容がテレワークにそぐわない」と回答する企業が圧倒的に多い。今後は、テレワークに関心はあるが業務内容から導入できないと考えている企業にアプローチしていく必要があると考えている。県内企業数からすると300社は全体を網羅できる数字ではないが、業界の先進事例を作り横展開で普及を進めていきたい。こうした取組により、テレワークを導入したいという全ての企業が導入できるよう支援していきたい。

杉田委員

- 1 新しい生活様式を踏まえた商店街等の取組への助成について、補助対象は何団体か。
- 2 現在の県内の産業構造として不動産賃貸借を業とした業界の年間の取扱額は分かるか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 100団体を想定している。
- 2 申し訳ないが、そうしたデータを今持ち合わせていない。

杉田委員

補助対象がこれだけ多いと様々な個性的な事業があると考えられる。あまり対象経費を限定的に決めすぎないのが良いと思う。(意見)

2点目について、今持ち合わせていないのであれば後ほど資料を頂きたい。

守屋委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応資金は3年間無利子とあるが、4年目以降はどうなるのか。
- 2 経営安定資金の特定業種関連については、全ての業種が網羅されているのか。
- 3 新しい生活様式を踏まえた商店街等の取組への助成について、商店街の加盟店舗数に応じた助成とは、どのような区分けになっているのか。
また、受渡し拠点を整備する場合の上乗せ50万円の補助との関係はどうなるのか。考え方を知りたい。
- 4 中小企業・個人事業主に対する家賃支援について、県負担の15分の1以外の負担はどのようなになっているのか。また、支援金第1弾などについて知らなかった事業者もい

る。徹底した周知や手続の簡素化が必要と考えるがどうか。

金融課長

- 1 まず、信用保証料の事業者負担については一括前払いとなるため、条件変更を行った場合などの例外を除き全額が原則としてゼロである。また、利子分については3年間無利子であるが、その利子相当分の金額は国の外郭団体を通じて県へ全額補助がなされ、県が金融機関へ利子を補給することで事業者負担がゼロとなる。無利子期間は3年間と定められていることから、4年目以降は事業者が利息を負担することとなる。利率は、売上高減少率によって1.4%又は1.5%以内となっている。
- 2 経営安定資金の特定業種とは、経済産業大臣が不況業種として認定している業種、いわゆるセーフティネット保証5号の対象業種である。通常は四半期ごとに業種の見直しが行われているが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を踏まえ、5月1日から、宗教法人や公序良俗に反する業種などを除く、全ての業種が指定されている。

商業・サービス産業支援課長

- 3 加盟店舗数により事業に必要な経費が異なることが考えられるため、段階的に上限額に差を設けた。具体的には、20店舗未満は上限30万円、20から59店舗は上限40万円、60から99店舗は上限50万円、100店舗以上は上限60万円である。受渡し拠点等を整備する場合は、これに加えて更に上限50万円を上乗せできるというものである。
- 4 国は15分の10、県は15分の1、残りの15分の4は事業者の負担となる。ホームページやSNSでの発信はもちろんのこと、市町村や商工団体を通じて、若しくは不動産協会や宅地建物取引業協会などと連携し広く周知を図っていく。また、手続については簡素化することを考えており、国の交付通知を以て売上台帳等は削減できると考えている。なるべく申請者の負担とならないよう工夫していきたい。

守屋委員

前回の休業補償に関しては遅れなどいろいろと問題があった。今回の家賃支援について家賃が払えなければ退去という事業者もいるため迅速に支給されなければならない。また、業務委託するのだろうが、業者も手慣れた人ばかりではないので簡素化されていた方がいいだろう。例えば申請書への添付は国の交付通知だけにするなど簡素化すればいいのではないか。

商業・サービス産業支援課長

なるべく簡素化する方向で検討していくが、国の家賃給付金の支援対象は全国の店舗であるが、本県は埼玉県内の店舗となるため賃貸借契約書等で所在地を確認する必要がある。また、本人確認など最低限の書類は提出していただくことになる。いずれにしても簡素化には工夫していきたい。

松坂委員

- 1 各種データによると、県の制度融資より日本政策金融公庫を利用される方が3割から4割多いようだが、執行部としてはこのことについてどう捉えているか。
- 2 新しい生活様式を踏まえた商店街等の取組への助成について、財源内訳として国庫支出金40,376千円プラス2,884千円、商工振興費として積み上げた根拠は何か。

また、杉田委員の質問に対する答弁で、対象として100団体を予定しているとのことだったが根拠は何か。

- 3 実施スケジュールは、7月上旬に募集を開始して7月下旬に締切り、事業期間は2月末までであると聞いた。また、8月上旬には審査をし、8月中旬には交付決定と聞いているがどの様なスキームで進めるのか。

金融課長

- 1 日本政策金融公庫では3月17日から3年間無利子・無担保の融資を実施しており、開始は公庫の方が早い。報道等によると、5月末の政府系金融機関の実績は約37万件、約6.9兆円である。一方、公庫に融資申込みが殺到したことを受け、国の緊急経済対策で各県の制度融資を活用して民間金融機関でも無利子融資をできるようにし、5月からスタートした。全国で、5月の1か月で約15万件、約2.7兆円の実績となっており、1か月の実績としては政府系金融機関と遜色ないのではないかと考えている。企業によって、公庫や地元金融機関との日頃の付き合いが異なり、どちらがより融資を受けやすいかということもある。企業に即した形で活用していただくことで、県制度融資と政府系金融機関とが相まって県内中小企業の資金繰りを支えていければと考えている。

商業・サービス産業支援課長

- 2 財源の内訳は、3分の2を国からの補助金28,840千円、そのほか国の地方創生臨時交付金11,536千円とし、残り2,884千円を県の新型コロナウイルス感染症対策推進基金から繰入れている。対象を100団体としたのは、過去5年間において、商店街への補助金を申請した団体が約100団体であったため、この辺りの団体が申請してくると想定したものであるが、予算内であればより多くの団体を対象としていきたい。
- 3 実施スケジュールは、7月上旬に募集を開始して7月下旬に締切り、実施体制や事業の実現性、「新しい生活様式」の趣旨に合致しているか、商店街の活性化につながるかなどを審査の上、8月中旬に交付決定し希望に応じて8月下旬に概算払いを行い、事業終了後に実績報告、精算という流れで考えている。

松坂委員

- 1 最近1か月では、公庫と遜色ないということであったが、融資枠や融資限度額の拡大だけでなくスピーディーな対応をしてほしい。制度融資は審査の過程で日数がかかると言われているので、今後もしっかり見定めながら対応してほしいがどうか。
- 2 4月臨時会で審査した飲食事業者の販路拡大応援事業では、1次募集で申請数が不足し2次募集をしたと聞いているが、まだ執行残があると考えている。今回の新しい生活様式を踏まえた商店街等への助成については7月一杯の募集とのことだが、周知が徹底されず、また2次募集、3次募集になってしまうのではないかと危惧している。もう少し受付期間を柔軟に伸ばすことはできないものか。また、762団体ある任意団体の商店街も対象としているが、なかには自己負担の財源がなく、県が補助事業を示しても、手を挙げられない団体もあると思われる。県がしっかりと商店街を救うという姿勢を見せていかなければならないと思うが見解を伺う。

金融課長

- 1 金融機関には書類の簡素化や審査の迅速化について要請を行っており最大限努力して

いただいている。また、保証協会についても、6月に入ってからより一層迅速な保証審査をしていただいていると認識している。今後も状況を随時確認してまいりたい。

商業・サービス産業支援課長

2 素早く決定して支援を行うため一旦は7月末で締切り、予算に余裕があれば2次募集としたい。自己負担については、商店街等が「新しい生活様式」に沿って主体的に取り組む事業を後押しする趣旨から、経費の一部を補助するという仕組みとした。

経済産業省の地域企業再起支援事業により県が実施する事業費に補助があるため、既存の商店街への補助事業より手厚い補助率として4分の3補助とした。補助金だけではなく専門家派遣なども活用して商店街を総合的に支援していきたい。

松坂委員

一つ確認だが、資料には補助の対象として各商店街、商業者グループ、商工団体が記載されているが、どのような手順で周知していくのか。

商業・サービス産業支援課長

商工団体等に内容を周知すると同時に、県で黒おび商店街として150団体ほど見本となる取組を認定している団体があるので、その商店街には個別に補助について周知していきたい。

塩野委員

家賃支援について、賃借人と賃貸人に対する支援のそれぞれの件数と予算規模、1件当たりの金額について伺う。

商業・サービス産業支援課長

賃借人に対する支援は7万5千件、予算額114億7,300万円、賃貸人に対する支援は1,200件、1億6,564万9千円を見込んでいる。1件当たりの金額は、単純計算となるが、賃借人15.2万円、賃貸人13.8万円となる。

塩野委員

1件当たりの金額がもう少し低いのではないかと考えていた。1件当たりの額がもっと少なければ補助率を15分の1ではなく2に上げるといったことを考えていたが、上限額の20万円にある程度近いことがわかり合点がいった。先ほどの山根委員への答弁で、真に厳しい事業者に対する支援とするため、あえて国と同じ支給要件をとったとのことであった。個人的には売上が40%、45%減少した事業者を救うことも県の支援策として有り得ると思うが、真に厳しい事業者を対象として支援を重点化するという考え方も理解できる。真に厳しい事業者への支援となっているかを考え、しっかりと行っていただきたい。
(意見)

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」について】

渡辺委員

検討の方向性として、労働力の流動性、販路の開拓、サプライチェーンの維持・確保、業務継続計画、デジタル化推進という5つの方向性が並列的に示されているが、5つ目の「デジタル化推進」はコロナ後を踏まえると全ての幹となる中心的な命題と考える。資料からはデジタルトランスフォーメーションについて読み取れないが、デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXの体制整備を進めるべきと考えるがいかがか。

産業支援課長

デジタル化について、業務継続計画は関連が少ないかもしれないが、少なくとも残りの4項目には間違いなくかかわるものであり、各項目でもデジタル化の視点を踏まえて検討をしている。

渡辺委員

業務継続計画でも遠隔で事業を継続するなどデジタル化は関係しているのでこれも含めて体制整備を検討してほしい。(要望)

須賀委員

コロナ禍を受けて、テレワークが盛んになりオンライン診療が始まるなどを我々も学んだ。「平時の便利、有事の安心」という言葉があり、ふだんの便利さが有事の際の安心につながるというものである。デジタル化については、経営のみならず、医療の遠隔化や教育などにも関係する。戦略会議は、コロナとの共存が大切な視点の一つであるとのことであるが、戦略会議の目的としては経済に特化したものなのか。

産業支援課長

コロナの第2波、第3波に備えるとともに、新型コロナウイルスと共存が図れる強い経済を作ることが目的である。一方で遠隔医療や教育なども議論に出ており、幅広く検討している。

木下委員

- 1 強い経済という名前だけ走っている感があるが、具体的にどの分野へフォーカスしているのか。
- 2 コロナ禍の影響を特に受けた業種や規模については聴取しているのか。戦略会議の委員である埼玉県商工会議所連合会の池田会長が経済動向調査の中で、特に飲食、サービスの影響が大きいと述べていたが、戦略会議としても対策を明確に打ち出す必要があると考える。その点について認識を伺いたい。
- 3 自分で戦略を定める立場の知事が、提言を受ける立場となっている。成果物が出る前に大々的に発表するやり方に違和感がある。水面下で調整した上で発表するのが一般的と考えるが、所見を伺いたい。

産業支援課長

- 1 労働力の流動性、販路の拡大、サプライチェーンの維持・確保、業務継続計画、デジタル化推進の5項目が検討の中心である。
- 2 委員からはいろいろな知見を頂いているが、具体的に特に影響を受けた業種や規模に

ついて聴取はしていない。なお、関東経済産業局や埼玉りそな銀行の調査によると、一般的に厳しい状況であるとの結果が出されている。

- 3 記者会見での発表については、コロナと共存できる強い経済を作っていくという知事の決意である。県内の産学官の各メンバーから様々な知見を頂き検討していきたい。

産業労働政策課長

4月から6月期の四半期経営動向調査における景況感DIでは、一番影響が出ているのは飲食、二番目はクリーニング屋、理美容などの生活関連のサービス業、三番目は小売となっている。

木下委員

労働力の流動性は全般的な内容かもしれないが、販路等については個別の内容である。もっと高所からフォーカスすべきである。理念が感じられない。DIデータなどを見てフォーカスしたものに、方針が見合うものでなければならない。また、パフォーマンスに受け取られないように発表をすべきであると考え。更に4点質問をする。

- 1 知事が提言を受ける立場となっているが、主体性がなくなり責任の所在が曖昧となってしまう。責任者は知事なのか確認したい。
- 2 ワーキングチームとしても、コロナの第2波がいつ頃、どれくらいの規模で来るのかという想定を示さない限り答えを出せない。そういった仮定をワーキングチームに示しているのか。
- 3 施策効果を図るためのKPIを設定するとともに、県民とともにPDCAを回すべきである。KPIはあるのか。
- 4 戦略会議を非公開としているのはなぜか。かつ達な意見を求めるためということであれば違うと思う。むしろこういう会議だから広く県民に知ってもらうべきではないか。

産業支援課長

- 1 国や経済団体、県が連携し第2波に備えるということが基本と考える。社会実装すべき取組と役割を共通認識として持ち、県が実施する部分については県で責任をもって取り組んでいく。
- 2 コロナの第2波の想定は難しいため仮定は示していない。ワーキングチームでは一連の流れを踏まえて検討している。
- 3 KPIは戦略会議自体にはなじまないと考えている。一方で各取組については、県、民間団体、国がそれぞれしっかりと示していく必要があると考えている。
- 4 様々な御意見を踏まえ、会議については今後公開していく方向で検討している。

木下委員

第2波の想定は難しくワーキングチームには伝えてないということであるが、国が示している第2波の条件に合わせたマトリックステーブルを参考に示すなど情報を渡すべきである。所管は経済だけだなどと考えず、第2波について調べてワーキングチームに伝えるようよろしくお願したい。

提言については、理念がないから、寄せ集めの施策をもって埼玉県の戦略として出されてしまうのではないかと危惧している。例えば、渡辺委員の質問にもあったように、デジタルトランスフォーメーションであるとか、須賀委員が言われた「平時の便利、有事の安心」であるとか、しっかりとした理念が必要である。また、今回だけで終わりにせず、数

値に基づいた管理をしていくなど、デジタルトランスフォーメーションに基づいた対応が必要であると考えているが、その点について組織としてどう考えるか。

産業労働部長

コロナ禍では非接触が重要であり、そのためにはデジタル化が必要である。今回の補正でもテレワークや商店街関係等を上げさせていただいた。部を上げてデジタル化について一所懸命力を入れて取り組みたい。

また、県内の中小企業がいかなる状況にあっても事業が継続できるように、第2波、第3波、また、台風や雪といった災害による被害についても、自らができることは対応していただき、県ができることについては支援し、何とか皆が倒れないようにやっていきたいということで戦略会議において議論をしていただいている。一所懸命取り組むので御理解いただきたい。